

金沢市優良建設工事表彰方針

1. この方針は、本市発注工事に対する請負業者の建設意欲を高め、併せて工事の質的向上に資する、優秀な成績の工事に対して、その施工業者を表彰するに必要な事項について定めるものとする。
2. 表彰の基準は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 工期を遵守し、かつ施工の方法、技術、および仕上がり等の出来型の優良な土木、建築、設備、舗装および造園（造成を含む）工事を施工した者。
 - (2) 前号に該当する者で、前年の本市発注工事における平均完成工事成績（工事検査成績評定平均点）の優れている者。
 - (3) 工事施工上困難な条件を克服して、工期内完成を図った者。
 - (4) 工事に伴う被害発生防止、および住民に対する配慮等を適切に行った者。
 - (5) 工事の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請負させていない者。
3. 工事課長は、前項に該当し表彰するに値すると認められる者があるときは、推薦書（別紙）を指定する日までに監理課検査員室長に提出するものとする。
4. 監理課検査員室長は、前条の推薦書が提出されたときは、内容および現地等を調査したうえ、その結果を金沢市入札契約手続審査委員会に報告するものとする。
5. 被表彰業者の決定は、金沢市入札契約手続審査委員会で審議のうえ、決定するものとする。
6. 表彰は、表彰状を授与して行う。